

JTC 卒業生グループ-こころのわ-申込規約

この規約（以下、「本規約」という。）は、株式会社日本総合カウンセリング（以下、「当社」という。）が運営する JTC 卒業生グループ-こころのわ-（以下、「本グループ」という。）について、当社と本規約末尾記載の会員との間で合意された契約内容を規定する。

第 1 章／総則

第 1 条（名称）

本グループは JTC 卒業生グループ-こころのわ-と称する。

第 2 条（目的）

本グループは、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 日本心理カウンセラー養成学院（以下、「当学院」という。）の講座受講者が所属し、クライアントに継続的に心理的支援を行う技術を高めることが出来る場であること。
- (2) 受講者が本グループ内での交流を通じて様々な情報交換ができ、独立開業を支援できる場であること。
- (3) グループの会員、グループに関わる全ての方が心理的健康でいられること。

第 3 条（会員の信条）

本グループの会員は、次の各号に掲げる事項を信条として持つこととする。

- (1) 会員は本グループ内で積極的、自律的に行動すること。
- (2) 会員は本グループ内に属するその他の会員に対して不利益となるような言動を避けること。
- (3) 会員はカウンセリング心理学の普及活動に貢献すること。

第 2 章／入会特典

第 4 条（入会特典）

1. 本グループは、前章の目的を達成するために、次の入会特典を会員に付与する。
 - (1) 当学院 WEB サイト内本グループ枠にて、年間 1,000 円（税別）にてプロフィール紹介。
 - (2) 当学院内にて会員によるファシリテーターの勉強の場の提供。
 - (3) 当学院カウンセリングルームを 1 時間 1,500 円（税別）にて貸出。
 - (4) 当学院内各種セミナーの受講料の特別割引。
 - (5) 当学院講師とみなさまとの交流勉強会、懇親会の開催。
 - (6) 社会福祉・ボランティア活動など様々な当学院企画イベント参加機会の提供。
2. 会員は前項に定める特典以外に当社が追加で定めた特典に関しても付与されることとする。

第 5 条（特典についての注意点）

1. 前条の全ての特典は本グループの会員である期間のみ付与されるものである。
2. 前条第 1 項(1)の掲載を希望する場合は、年会費の納付時に追加で 1,000 円（税別）を必要とする。また内容を変更する場合は、変更の内容を問わず、1 回につき 1,000 円（税別）の別途料金が必要となる。
3. 前条第 1 項(3)の特典に関しては、原則、大阪校、滋賀校のみとし、また日本カウンセリング普及協会認定心理カウンセラー 2 級以上の資格保持者に限ることとする。
4. 前条第 1 項(6)の特典に関しては、営業目的での行動は慎み、情報漏えいがないよう細心の注意を払った上で、以下に則り行動することとする。
 - (1) ボランティア参加希望の際は、JTC ボランティア担当者の示す期限内に、メールにて参加希望を申し出ること。
 - (2) 参加希望者が多数の際は、抽選となる。
 - (3) 参加決定後に、やむを得ず欠席するときは、至急 JTC ボランティア担当者まで欠席理由とともに必ず申し出ること。
 - (4) ボランティアの内容詳細について疑問点や不安点がある場合には、ボランティア先方や全国お問い合わせデスクに直接連絡せず、JTC ボランティア担当者に相談すること。
 - (5) ボランティア当日は、事前連絡にある通りの時間・場所に集合すること。余裕を持って行動し、交通機関の遅れ等によりやむを得ず遅刻する場合は、至急 JTC ボランティア担当者まで必ず連絡すること。
 - (6) 当日は、先方の係の方の話をよく聴き、指示に従って行動すること。また、活動中の写真撮影、ボランティア中に知り得た情報の口外は禁止とする。SNS 等の掲載は場所や団体名、個人名が特定されることのないよう、またその他個人情報、そこで交わされた会話の内容等が洩れることのないように、細心の注意を払うこと。

- (7) ボランティアの目的を理解し、良識ある行動を心がけること。
 - (8) ボランティア先の方に直接連絡先を尋ねたり、先方で出会った他者に、商業目的を理由にむやみに連絡先を交換しないこと。また JTC 以外のボランティア参加者から名刺を渡されるなど、その場の流れで連絡先を交換するときは、その後の人間関係等を考慮し、自己責任において行動すること。
 - (9) 事後のボランティア参加に関して、JTC に無断で先方に個人的に申し出ないこと。
 - (10) ボランティア活動は多岐にわたり、当日まで詳細が分からないものもあり、作業員としての参加など、必ずしもカウンセリング関係とは限らないことを承知の上で参加すること。
 - (11) ボランティアは基本的には無償であり、交通費や食事代等は個人負担となる。
 - (12) 参加後は、ボランティア参加所感を JTC ボランティア担当者まで提出すること。（書式自由、メール、FAX どちらでも可）
5. 前条の特典により会員とクライアントとの間にトラブルがあった場合、当社は一切の責任を負わない。

第 3 章／会員

第 6 条（会員の資格）

本グループの会員は、次条の条件を満たし、さらに当学院の承認を得て、認められるものとする。

第 7 条（入会について）

1. 本グループへの入会には、次の各号に掲げる条件が必要になる。
 - (1) 本グループ入会申込用の提出。
 - (2) 年会費 5,000 円（税別）の納付。
 - (3) 心理カウンセラー養成講座の修了。
2. 会費の納付は 1 年間の年会費 5,000 円（税別）を一括で行うこととする。前条第 1 項の掲載を希望する場合は、6,000 円（税別）の納付を一括で行うこととする。
3. 一旦納付した年会費に関しては、如何なる事情があっても返却しない。
4. 第 1 項における条件を満たし、本グループの会員として活動できる期間は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、3 月開催予定の「新/旧合同♪こころのわ交流勉強会・懇親会」への参加は次年度より入会の方も参加を認めるものとする。
5. 契約を更新する際は以下、第 8 条に準ずる。

第 8 条（契約更新について）

1. 本グループ会員の契約更新は毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日の間に行うものとする。
2. 第 1 項における期間の間に年会費の納付をすることで契約は更新されることとする。
3. ただし当社が本グループの会員として不適切であると判断した場合、更新が出来ない場合がある。

第 9 条（資格の喪失）

会員は次の各号に該当した時、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会した場合。
- (2) 前条第 1 項の期間に契約更新（年会費の納付）を行わなかった場合。
- (3) 当社が本グループの会員として不適切であると判断した場合。

第 4 章／情報の取扱い

第 10 条（守秘義務について）

本グループに属している会員はグループ活動で知り得た個人情報、機密情報等を第三者に開示する行為をしてはならない。

第 11 条（個人情報の取扱い）

本グループにおける当社による個人情報の取扱いは別途当社が規定するプライバシーポリシーによる。

附則 本規約は、平成 27 年 2 月 1 日をもって発効する。

改定 令和 5 年 3 月 1 日